

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成29年3月31日

【会社名】 株式会社パレモ

【英訳名】 PALEMO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉田 馨

【本店の所在の場所】 愛知県稲沢市天池五反田町1番地

【電話番号】 0587(24)9771

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理担当 永井 隆司

【最寄りの連絡場所】 愛知県稲沢市天池五反田町1番地

【電話番号】 0587(24)9771

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理担当 永井 隆司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年3月31日開催の取締役会において、平成29年8月21日（予定）を効力発生日として持株会社体制へ移行するにあたり、当社の事業に係る資産、債務その他の権利義務の一部を当社100%出資の子会社である株式会社パレモ分割準備会社（以下「分割準備会社」といいます。）に承継させる分社型吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うため、分割準備会社との間で吸収分割契約を締結することを承認する旨の決議をいたしました。これに伴い、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 当該吸収分割の相手会社についての事項

（1）商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : 株式会社パレモ分割準備会社（平成29年3月31日設立）
本店の所在地 : 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
代表者の氏名 : 代表取締役 吉田 馨
資本金の額 : 10百万円
純資産の額 : 10百万円
総資産の額 : 10百万円
事業の内容 : 店舗小売事業（レディースアパレルおよび雑貨）およびFC事業

（2）最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

平成29年3月31日設立のため、確定した事業年度はありません。

（3）大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

株式会社パレモ（提出会社） 100%

（4）提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 : 当社100%出資の子会社であります。
人的関係 : 当社から取締役を派遣しております。
取引関係 : 承継会社は事業を開始してないため、当社との取引関係はありません。

2. 当該吸収分割の目的

当社が属する専門店業界は、少子高齢化で国内市場の拡大が見込めない中、商業施設や専門店の中で顧客の争奪が一層激しさを増し、優勝劣敗がより鮮明となってきました。

また、円安による商品調達コスト上昇の影響に加え、人員不足の深刻化により採用コストや人件費の上昇など、厳しい環境が続いております。

このような状況下において、今後さらに加速する経済環境の変化に適応するため、迅速な改革を可能とし、経営資源の最適な配分を行い効率的な経営管理を行うべく、持株会社体制に移行することとしました。このたび、当社が持株会社体制へ移行する目的は以下のとおりです。

（1）経営効率の向上

当社が当社グループの戦略の立案、経営管理およびリスク管理を担い、事業子会社が事業推進に特化することで、当社グループの経営効率の向上を実現いたします。また、間接部門を集約し、業務の効率化また専門機能の高度化を図ってまいります。

（2）変化への対応力の強化

事業環境および競争状況の変化に対応した、迅速な意思決定および事業構造の再構築に柔軟な対応が可能となるものと考えております。

（3）次世代リーダーの育成

事業会社においては積極的に次世代の経営を担う人材を登用し、人材育成に取り組んでまいります。

3. 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(1) 吸収分割の方法

当社を吸収分割会社とし、当社100%出資の分割準備会社を吸収分割承継会社とする分社型の吸収分割により行います。

(2) 吸収分割に係る割当ての内容

分割準備会社は、当社の完全子会社であることから、本件分割に際して発行する株式の割当て、その他対価の交付は行いません。

(3) 吸収分割の日程

分割準備会社の設立 : 平成29年3月31日
吸収分割契約承認取締役会 : 平成29年3月31日
吸収分割契約締結 : 平成29年3月31日
吸収分割契約承認時株主総会 : 平成29年5月18日(予定)
吸収分割の効力発生日 : 平成29年8月21日(予定)

(4) その他の吸収分割契約の内容

当社と分割準備会社が平成29年3月31日に締結した吸収分割契約の内容は後記のとおりです。

4. 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当する事項はありません。

5. 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

- (1) 商号 : 株式会社パレモ
(平成29年8月21日付で「株式会社パレモ分割準備会社」より商号変更予定)
- (2) 本店の所在地 : 愛知県稲沢市天池五反田町1番地
- (3) 代表者の氏名 : 代表取締役社長 吉田 馨
- (4) 資本金の額 : 10百万円
- (5) 純資産の額 : 10百万円
- (6) 総資産の額 : 2,562百万円
- (7) 事業の内容 : 店舗小売事業(レディースアパレルおよび雑貨)およびFC事業

なお、上記純資産の額及び総資産の額は、平成29年2月20日現在の貸借対照表を基準として算出しており、実際の金額は、上記金額に効力発生日前日までの本事業に関する資産及び負債の増減を加除した数値となります。

吸収分割契約書

株式会社パレモ（以下「甲」という。）及び株式会社パレモ分割準備会社（以下「乙」という。）は、アパレル事業および雑貨事業（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事者の商号及び住所）

本件分割にかかる、甲（吸収分割会社）と乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は次のとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号：株式会社パレモ

住所：愛知県稲沢市天池五反田町1番地

（乙）吸収分割承継会社

商号：株式会社パレモ分割準備会社

住所：愛知県稲沢市天池五反田町1番地

第2条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「本承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細」記載のとおりとする。
2. 前項にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、（i）法令、条例等により本件分割による承継ができないもの、又は（ii）本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ若しくは生じる可能性があるものについては、甲及び乙協議の上、これを承継対象から除外することができる。
3. 第1項の規定にかかわらず、本件承継対象権利義務の範囲は、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。
4. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべての併存的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第3条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、甲の完全子会社であり、甲が乙の株式すべてを保有しているため、乙は、本件分割に際し、甲に対して乙株式の割当等の対価を支払わない。

第4条（乙の資本金等の額）

本件分割により乙の資本金及び資本準備金の額は増加しない。

第5条（効力発生日）

効力発生日は、平成29年8月21日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本件分割に必要な事項に関する決議を求める。

第7条（競業禁止義務）

甲は本件分割後においても、本件事業について一切競業禁止義務を負わず、同種の事業を営むことができる。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第9条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

平成29年3月31日

（甲）株式会社パレモ
愛知県稲沢市天池五反田町1番地
代表取締役社長 吉田 馨

（乙）株式会社パレモ分割準備会社
愛知県稲沢市天池五反田町1番地
代表取締役社長 吉田 馨

(別紙)

承継対象権利義務明細

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成29年2月20日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

効力発生日における本件事業に属する以下の資産

(1) 流動資産

効力発生日において本件事業に属する、現金、預金、売掛金、棚卸資産、預け金、未収入金および前払費用。ただし、次の各号に定めるものを除く。

本社管理の現金および預金

非事業性の未収入金

非事業性の貯蔵品

非事業性の前払費用

(2) 固定資産

該当事項なし

2. 承継する負債

本件事業に属する以下の負債

(1) 流動負債

効力発生日において本件事業に属する、支払手形、電子記録債務、買掛金、未払金、預り金。ただし、次の各号に定めるものを除く。

納税に関する未払金

未払配当金

従業員の社会保険に係る預り金

(2) 固定負債

該当事項なし

3. 承継する雇用契約等

効力発生日における全従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

意匠権、商標権その他知的財産権は承継しない。

なお、乙が本件事業の継続に必要なものについては、別途協議の上、甲が乙にその使用を許諾する。

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結した売買契約、取引基本契約、業務委託契約、その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、法人格が変わることに対し移転が認められていないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本件分割の効力発生日までに必要な対応が完了できなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

なお、店舗の賃貸借契約についてはこれを承継せず、賃貸人の承諾の下、甲と乙の間で転貸借契約を締結し、甲は乙に使用を継続させる。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以上